

沼津市制100周年記念事業に係る後援名義使用承認に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市制100周年記念事業に係る事業のうち、市以外の主催者が行うものに対する後援名義使用承認の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、市が、次条に規定する主催者が実施する第4条に規定する条件を満たした事業に対し、その実施を援助するため、名義の使用を承諾することをいう。この場合において、当該事業の実施に係る経費の負担又は役務の提供については、原則行わない。

(対象となる主催者)

第3条 後援名義使用承認の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、政治的団体及び宗教団体を除く。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 文化芸術、スポーツ、産業若しくは地域等の振興又は、福祉の増進その他市の施策の推進に寄与すると認められる各種団体で、沼津市制100周年記念事業基本方針に示す基本理念及び基本的な考え方（以下「基本方針」という。）を理解するとともに、事業実施に当たって、法令を遵守し、事業を適正に遂行する体制が確保されると市長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者は、承認の対象としない。

(対象となる事業)

第4条 後援名義使用承認の対象となる事業は、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 「沼津市制100周年記念事業」という名称を付して実施するものであること。

(2) 事業の目的及び内容が、基本理念等に寄与するものであること。

(3) 事業の目的及び内容が、政治的、宗教的及び営利的活動でないものであること。

(4) 広く沼津市民を対象とし、公益性が高いものであること。

(5) 入場料、参加料等を徴する場合は、その額及び目的が適切であること。

(6) 公序良俗に反しないものであること。

(7) 新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る感染防止対策が適切に講じられていること。

(申請の手続)

第5条 後援名義使用承認を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、原則として開催1月前までに、沼津市制100周年記念事業に関する後援名義使用承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 事業開催要項、企画提案書その他事業内容が分かる書類

(2) 申請者の定款、規約、会則又は活動目的若しくは活動内容が分かる書類

(3) 入場料、参加料等が有料である場合には、収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(承認等)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、承認したときは、沼津市制100周年記念事業に関する後援名義使用承認書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 前項により市長が承認する後援名義は、「沼津市」とする。
- 3 市長は、後援名義使用の承認について、必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、申請者が第3条又は第4条各号の条件を満たさず、後援名義使用を承認しないときは、沼津市制100周年記念事業に関する後援名義使用不承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。

(計画の変更)

第7条 申請者は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに変更内容を示した書類を市長に提出するものとし、その承認を受けるものとする。

(報告)

第8条 申請者は、第6条による後援名義使用承認を受けた事業完了後、速やかに沼津市制100周年記念事業に関する後援名義使用承認事業実施報告書(第4号様式)に事業書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する事業が入場料、参加料等を徴するものであったときは、前項の報告書に収支決算書を添付するものとする。

(承認の取消)

第9条 市長は、後援名義使用承認後において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援名義使用の承認を取り消し、沼津市制100周年記念事業に関する後援名義使用承認取消通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

- (1) 第3条又は第4条各号の条件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 申請者の団体が解散したとき又は事業を中止したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申請により承認を受けたことが判明したとき。
- (4) その他市長が後援名義使用承認を取り消す必要があると認めるとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。